

次のとおり企画提案競技（企画コンペ方式）の募集を行います。

令和7年2月17日

収支等命令者

佐賀県教育委員会事務局

教育DX推進グループ推進監 見 浦 浩 徳

1 業務内容

- (1) 委託業務名 佐賀県公立学校学習用端末共同調達支援業務委託
- (2) 委託業務の仕様等 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所 佐賀県教育委員会事務局教育DX推進グループが認めた場所

2 参加者の資格に関する事項

本件企画コンペに参加を希望する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 公募開始の日の6か月前から参加資格確認申請書提出の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

(5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

(6) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(7) 本業務を実施する組織・部門において ISMS、ISO/IEC27001、JIS Q 27001 のいずれかに関する情報セキュリティに係る規格を参加資格確認申請書提出時点で取得していること。

3 手続等に関する事項

(1) 担当部局 佐賀県教育委員会事務局教育DX推進グループ 情報システム・ネットワーク担当（旧館3階）

郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7630

電子メールアドレス kyouikudx-g@pref.saga.lg.jp

(2) 説明書の交付期間及び方法

令和7年2月17日(月)から3月5日(水)まで佐賀県ホームページ(<https://www.pref.saga.lg.jp/>)に掲載するとともに、(1)の部局において随時交付する(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 説明書等に対する質問書の受付等

本業務の内容及び手続等に関する質問については、質問書により行うこと。

ア 質問書の提出期間 令和7年2月17日(月)から2月21日(金)までの午前9時から午後5時までとする。

イ 質問書の提出方法 (1)の部局に持参し、又は電子メールアドレスへ送信すること。

ウ 質問書の回答は令和7年2月28日(金)までに質問者及び同日までに参加資格確認申請書を提出した者に電子メールにより送付する。

なお、回答日時以降に参加資格確認申請書の提出があった場合は、その都度電子メールにより回答を送付する。

(4) 参加資格の確認

ア 参加者は、イの提出期限までに別に定める参加資格確認申請書に会社概要に関する資料(パンフレット等)、誓約書、担当者届、情報セキュリティ認証規格証明書の写しを添付した上で、(1)の部局まで郵送し、又は持参すること。

イ 提出期限

令和7年3月5日(水)午後5時(郵送の場合は、書留郵便により提出期限までに必着のこと。)

期限までに提出しない者又は参加資格がないと認められた者は、本件

企画コンペに参加することができない。

ウ 参加資格の確認結果は、令和7年3月11日（火）までに通知する。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、プレゼンテーションの日時までにおいて、次のいずれかに該当することとなったときは、企画コンペに参加する資格を失うものとする。

ア 参加者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、更生手続開始、特別清算開始又は再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、参加者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ 自己又は自社の役員等が2の(6)のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は2の(6)のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していることが判明したとき。

エ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けたとき又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当したとき。

オ その他本契約について、契約を履行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

(6) 提案書の提出期限

「佐賀県公立学校学習用端末共同調達支援業務委託契約に関する提案書」(以下「提案書」という。)は令和7年3月14日（金）午後5時までに(1)の部局に郵送し、又は持参すること。(郵送の場合は、書留郵便により提出期限までに必着のこと。)

(7) プレゼンテーションの日時及び場所

ア 日時 令和7年3月24日（月）午後2時～

プレゼンテーションの詳細については、参加者に対し別途連絡する。

なお、変更の場合は、参加者に対し別途連絡する。

イ 場所 佐賀市城内一丁目5番14号 旧佐賀県自治会館 5号会議室

なお、変更の場合は、参加者に対し別途連絡する。

(8) プレゼンテーションに関する事項

プレゼンテーションについては、提案書に基づき、参加者ごとに行う。

(9) 結果の通知等

令和7年3月27日（木）までに、書面によりすべての参加者に対し通知する。

(10) 評価に関する事項

ア 評価基準は別紙のとおりとする。

イ 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

ウ 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

エ 参加者が1者のみであった場合にも、審査会において企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を行い、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

(11) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

(12) 企画コンペ参加の辞退

参加者は、提案書提出前までいつでも企画コンペ参加を辞退することができるが、辞退する場合は、速やかに辞退届を提出すること。

なお、参加を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

4 その他

(1) 企画コンペ及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、規則第 116 条の規定に基づき、次の(ア)から(カ)までに掲げる価値の担保を供することができる。

(ア) 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあっては、時価見積額）

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の 10 分の 8 以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。） 券面金額

(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から 1 月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）

(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の 100 分の 10 以

上)を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約を同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(ウ) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき

(4) 見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。

(5) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

ア 参加する資格のない者が行った場合

イ 本件企画コンペ手続について不正行為を行なった場合

ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合

エ 1人で2以上の提案をした場合

オ 代理人でその資格のない場合

カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合

キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合

ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(6) 企画コンペ手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件企画コンペ手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続

を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(7) 最優秀提案者の決定方法

最低基準点以上の点数を得たものの中から評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。

なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、技術点が高い者を最優秀提案者とする。

(8) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(9) 本件企画コンペに参加する者は、参加にあたって知り得た個人情報、事業者の情報、その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(10) 個人情報取扱特記事項に違反した場合は、入札参加資格停止等の措置を講ずることがある。

(11) 本業務に従事する者又は従事していた者が、当該業務に関して知り得た個人情報を不正に提供又は盗用した場合などは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）上の罰則規定に基づき処罰されることがある。

(12) 詳細は説明書による。

(13) 仕様書及び附属書類の記載内容を無断転載し、及び提案書作成以外の目的で使用することを禁止する。

- (14) この公示に掲げる手続は、令和7年2月佐賀県議会において当該業務に係る令和7年度予算が成立しない場合は中止する。この場合は、佐賀県ホームページにより公示する。